

(別紙)

平成 23 年 4 月 27 日付課法 4-10 ほか 3 課共同「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律に係る法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」(法令解釈通達)のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるように改正する。

(注) 下線を付した部分が改正部分である

| 改 正 後   | 改 正 前  |                  |      |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |         |  |  |  |     |  |  |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |      |  |  |
|---|--------|------------------|------|------|------|--|----------|--|-------|--|---|--|----------------|--------|--|-----------------|--|------------------|--|--|----------|--|--|----------|--|--|----------|--|--|----------|--|--|----------|--|--|----------|--|--|----------|--|--|----------|---------|--|--|--|-----|--|--|------|------|--|----------|--|-------|--|---|--|----------------|--------|--|-----------------|--|------------------|--|--|----------|--|--|----------|--|--|----------|--|--|----------|--|--|----------|--|--|----------|--|--|----------|--|--|----------|------|--|--|
| <p>(12 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: right;">納税地</td> <td style="border: 1px solid black; height: 20px;"></td> <td style="width: 100px;"></td> <td style="text-align: right;">法第 号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">法人名等</td> <td style="border: 1px solid black; height: 20px;"></td> <td style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">代氏表者名</td> <td style="border: 1px solid black; height: 20px;"></td> <td style="text-align: right;">殿</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">税 務 署 長<br/>財務事務官</p> <p style="text-align: right;">④</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;"><b>特定の資産の買換えの場合における<br/>特別勘定の設定期間延長認定通知書</b></p> <p>貴法人から平成 年 月 日付で申請があった特定の資産の買換えの場合における特別勘定<br/>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 <span style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">第 19 条第 1 項の表の第 号該当<br/>第 27 条第 1 項の表の第 号該当</span><br/>の設定期間の延長については、下記のとおり認定したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">申請の対象が連結子法人の場合</th> <th style="width: 20%;">対象法人名等</th> <th style="width: 50%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得しようとする買換資産の内容</td> <td></td> <td>買換資産を取得することができる日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;">(処分の理由)</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content;"> <p>この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。</p> </div> </div> | 納税地    |                  |      | 法第 号 | 法人名等 |  | 平成 年 月 日 |  | 代氏表者名 |  | 殿 |  | 申請の対象が連結子法人の場合 | 対象法人名等 |  | 取得しようとする買換資産の内容 |  | 買換資産を取得することができる日 |  |  | 平成 年 月 日 | (処分の理由) |  |  | <p>(12 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: right;">納税地</td> <td style="border: 1px solid black; height: 20px;"></td> <td style="width: 100px;"></td> <td style="text-align: right;">法第 号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">法人名等</td> <td style="border: 1px solid black; height: 20px;"></td> <td style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">代氏表者名</td> <td style="border: 1px solid black; height: 20px;"></td> <td style="text-align: right;">殿</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">税 務 署 長<br/>財務事務官</p> <p style="text-align: right;">④</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;"><b>特定の資産の買換えの場合における<br/>特別勘定の設定期間延長認定通知書</b></p> <p>貴法人から平成 年 月 日付で申請があった特定の資産の買換えの場合における特別勘定<br/>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 <span style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">第 19 条第 1 項の表の第 号該当<br/>第 27 条第 1 項の表の第 号該当</span><br/>の設定期間の延長については、下記のとおり認定したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">申請の対象が連結子法人の場合</th> <th style="width: 20%;">対象法人名等</th> <th style="width: 50%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得しようとする買換資産の内容</td> <td></td> <td>買換資産を取得することができる日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;">(追加)</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content;"> <p>この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。</p> </div> </div> | 納税地 |  |  | 法第 号 | 法人名等 |  | 平成 年 月 日 |  | 代氏表者名 |  | 殿 |  | 申請の対象が連結子法人の場合 | 対象法人名等 |  | 取得しようとする買換資産の内容 |  | 買換資産を取得することができる日 |  |  | 平成 年 月 日 | (追加) |  |  |
| 納税地   |        |                  | 法第 号 |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |         |  |  |  |     |  |  |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |      |  |  |
| 法人名等  |        | 平成 年 月 日         |      |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |         |  |  |  |     |  |  |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |      |  |  |
| 代氏表者名   |        | 殿                |      |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |         |  |  |  |     |  |  |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |      |  |  |
| 申請の対象が連結子法人の場合  | 対象法人名等 |                  |      |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |         |  |  |  |     |  |  |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |      |  |  |
| 取得しようとする買換資産の内容   |        | 買換資産を取得することができる日 |      |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |         |  |  |  |     |  |  |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |      |  |  |
|   |        | 平成 年 月 日         |      |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |         |  |  |  |     |  |  |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |      |  |  |
|   |        | 平成 年 月 日         |      |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |         |  |  |  |     |  |  |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |      |  |  |
|   |        | 平成 年 月 日         |      |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |         |  |  |  |     |  |  |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |      |  |  |
|   |        | 平成 年 月 日         |      |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |         |  |  |  |     |  |  |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |      |  |  |
|   |        | 平成 年 月 日         |      |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |         |  |  |  |     |  |  |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |      |  |  |
|   |        | 平成 年 月 日         |      |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |         |  |  |  |     |  |  |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |      |  |  |
|   |        | 平成 年 月 日         |      |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |         |  |  |  |     |  |  |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |      |  |  |
|   |        | 平成 年 月 日         |      |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |         |  |  |  |     |  |  |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |      |  |  |
| (処分の理由)   |        |                  |      |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |         |  |  |  |     |  |  |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |      |  |  |
| 納税地   |        |                  | 法第 号 |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |         |  |  |  |     |  |  |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |      |  |  |
| 法人名等  |        | 平成 年 月 日         |      |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |         |  |  |  |     |  |  |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |      |  |  |
| 代氏表者名   |        | 殿                |      |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |         |  |  |  |     |  |  |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |      |  |  |
| 申請の対象が連結子法人の場合  | 対象法人名等 |                  |      |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |         |  |  |  |     |  |  |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |      |  |  |
| 取得しようとする買換資産の内容   |        | 買換資産を取得することができる日 |      |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |         |  |  |  |     |  |  |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |      |  |  |
|   |        | 平成 年 月 日         |      |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |         |  |  |  |     |  |  |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |      |  |  |
|   |        | 平成 年 月 日         |      |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |         |  |  |  |     |  |  |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |      |  |  |
|   |        | 平成 年 月 日         |      |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |         |  |  |  |     |  |  |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |      |  |  |
|   |        | 平成 年 月 日         |      |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |         |  |  |  |     |  |  |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |      |  |  |
|   |        | 平成 年 月 日         |      |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |         |  |  |  |     |  |  |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |      |  |  |
|   |        | 平成 年 月 日         |      |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |         |  |  |  |     |  |  |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |      |  |  |
|   |        | 平成 年 月 日         |      |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |         |  |  |  |     |  |  |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |      |  |  |
|   |        | 平成 年 月 日         |      |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |         |  |  |  |     |  |  |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |      |  |  |
| (追加)  |        |                  |      |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |         |  |  |  |     |  |  |      |      |  |          |  |       |  |   |  |                |        |  |                 |  |                  |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |  |  |          |      |  |  |

(規格 A 4)

(規格 A 4)

改 正 後

(12 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書

1 使用目的

「特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書」は、特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、買換資産の取得をすることができる日の認定を行う場合に使用する。

2 記載要領

| 項 目                              | 内 容   |
|----------------------------------|---|
| 本 文                              | 「第19条第1項の表の第 号該当<br>の箇所については、単体法人の場合は、「第27条<br>第27条第1項の表の第 号該当」<br>第1項の表の第 号該当」を二重線で抹消し、「第19条第1項の表の第 号該当」の空欄箇所に東<br>日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例法に関する法律第19条第1項の該当号を記入<br>し、連結親法人の場合は、「第19条第1項の表の第 号該当」を二重線で抹消し、「第27条第1項<br>の表の第 号該当」の空欄箇所に同法第27条1項の該当号を記入する。  |
| 申 請 の 対 象 が<br>連 結 子 法 人 の 場 合   | 対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。   |
| 取 得 し よ う と す る 買<br>換 資 産 の 内 容 | 買換資産の種類、構造、規模等について記入する。   |
| 処 分 の 理 由                        | 申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消<br>する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。  |
| 調 査 担 当 者                        | 「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当<br>者の所属等により次のとおり記入する。<br>(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。<br>(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名<br>を記入する。   |
| 教 示                              | 処分内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。)<br>(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合<br>「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を<br>管轄する税務署名を記入する。<br>また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署<br>の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。<br>(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合<br>「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を<br>管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。<br>また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局<br>の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 |

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(12 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書

1 使用目的

「特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書」は、特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、買換資産の取得をすることができる日の認定を行う場合に使用する。

2 記載要領

| 項 目                              | 内 容   |
|----------------------------------|---|
| 本 文                              | 「第19条第1項の表の第 号該当<br>の箇所については、単体法人の場合は、「第27条<br>第27条第1項の表の第 号該当」<br>第1項の表の第 号該当」を二重線で抹消し、「第19条第1項の表の第 号該当」の空欄箇所に東<br>日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例法に関する法律第19条第1項の該当号を記入<br>し、連結親法人の場合は、「第19条第1項の表の第 号該当」を二重線で抹消し、「第27条第1項<br>の表の第 号該当」の空欄箇所に同法第27条1項の該当号を記入する。  |
| 申 請 の 対 象 が<br>連 結 子 法 人 の 場 合   | 対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。   |
| 取 得 し よ う と す る 買<br>換 資 産 の 内 容 | 買換資産の種類、構造、規模等について記入する。   |
| ( 追 加 )                          | ( 追 加 )   |
| 調 査 担 当 者                        | 「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当<br>者の所属等により次のとおり記入する。<br>(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。<br>(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名<br>を記入する。   |
| 教 示                              | 処分内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。)<br>(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合<br>「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を<br>管轄する税務署名を記入する。<br>また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署<br>の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。<br>(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合<br>「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を<br>管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。<br>また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局<br>の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 |

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(13 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書)

|  |        |                  |
|--|--------|------------------|
| 納税地<br>法人名等<br>代氏<br>表者名   |        | 法第 号<br>平成 年 月 日 |
| 税 務 署 長<br>財務事務官   |        | ④                |
| <p><b>特定の資産の買換えの場合における<br/>特別勘定の設定期間延長却下通知書</b></p> <p>貴法人から平成 年 月 日付でされた特定資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長申請については、<u>以下の理由により</u>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第20条第1項</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第28条第1項</span> に規定する法人の要件に該当しないので、これを却下したから通知します。</p> |        |                  |
| 申請の対象が連結子法人の場合   | 対象法人名等 |                  |
| (処分の理由)  |        |                  |
| この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。  |        |                  |

(13 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書)

|   |        |                  |
|---|--------|------------------|
| 納税地<br>法人名等<br>代氏<br>表者名  |        | 法第 号<br>平成 年 月 日 |
| 税 務 署 長<br>財務事務官  |        | ④                |
| <p><b>特定の資産の買換えの場合における<br/>特別勘定の設定期間延長却下通知書</b></p> <p>貴法人から平成 年 月 日付でされた特定資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長申請については、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第20条第1項</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第28条第1項</span> に規定する法人の要件に該当しないので、これを却下したから通知します。</p> |        |                  |
| 申請の対象が連結子法人の場合  | 対象法人名等 |                  |
| (追加)  |        |                  |
| この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。   |        |                  |

改 正 後

改 正 前

(13 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書)

(13 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書)

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書

( 新 設 )

1 使用目的

「特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書」は、特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、却下する場合に使用する。

2 記載要領

| 項 目                     | 内 容   |
|-------------------------|---|
| 本 文                     | 単体法人の場合は、「第 28 条第 1 項」を二重線で抹消し、連結親法人の場合は、「第 20 条第 1 項」を二重線で抹消する。  |
| 申 請 の 対 象 が<br>連結子法人の場合 | 対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。   |
| 処 分 の 理 由               | 延長の申請を却下する理由を記入する。  |
| 調 査 担 当 者               | 「この通知に係る処分は、<br>の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、<br>調査担当者の所属等により次のとおり記入する。<br>(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。<br>(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。  |
| 教 示                     | 処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。<br>(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合<br>「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。<br>また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。<br>(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合<br>「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。<br>また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 |

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(15 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書)

|   |          |
|---|----------|
| 納<br>税<br>地<br>法<br>人<br>名<br>等<br>代<br>表<br>者<br>名 | 法 第 号    |
|   | 平成 年 月 日 |
|   | 殿        |

税 務 署 長  
財 務 事 務 官

㊟

適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合  
における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった適格分割等を行う場合の特定の資産の買換え  
の場合における期中特別勘定〔東日本大震災の被災者等に係る国税 第 19 条第 1 項の表の第 号該当  
関係法律の臨時特例に関する法律 第 27 条第 1 項の表の第 号該当〕  
の設定期間の延長については、下記のとおり認定したので通知します。

記

| 申請の対象が連結子法人の場合                           | 対象法人名等           |        |
|--|------------------|--------|
| 当該適格分割等に係る分割承継法人等<br>において取得しようとする買換資産の内容 | 買換資産を取得することができる日 | 認められる日 |
|  | 平成 年 月 日         |        |

(処分の理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 前

(15 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書)

|   |          |
|---|----------|
| 納<br>税<br>地<br>法<br>人<br>名<br>等<br>代<br>表<br>者<br>名 | 法 第 号    |
|   | 平成 年 月 日 |
|   | 殿        |

税 務 署 長  
財 務 事 務 官

㊟

適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合  
における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった適格分割等を行う場合の特定の資産の買換え  
の場合における期中特別勘定〔東日本大震災の被災者等に係る国税 第 19 条第 1 項の表の第 号該当  
関係法律の臨時特例に関する法律 第 27 条第 1 項の表の第 号該当〕  
の設定期間の延長については、下記のとおり認定したので通知します。

記

| 申請の対象が連結子法人の場合                           | 対象法人名等           |        |
|--|------------------|--------|
| 当該適格分割等に係る分割承継法人等<br>において取得しようとする買換資産の内容 | 買換資産を取得することができる日 | 認められる日 |
|  | 平成 年 月 日         |        |

(追加)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 後

(15 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書)

適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書の記載要領

1 使用目的

「適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書」は、特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、買換資産の取得をすることができる日の認定を行う場合に使用する。

2 記載要領

| 項 目                 | 内 容   |
|---------------------|---|
| 本 文                 | 東日本大震災の被災者等に係る国税 第19条第1項の表の第 号該当<br>関係法律の臨時特例に関する法律 第27条第1項の表の第 号該当<br>の空白部分は各該当号を記入する。単体法人の場合は、「第27条第1項の表の第 号該当」を二重線で抹消し、連結親法人の場合は、「第19条第1項の表の第 号該当」を二重線で抹消する。   |
| 申請の対象が<br>連結子法人の場合  | 対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。   |
| 取得しようとする<br>買換資産の内容 | 買換資産の種類、構造、規模等について記入する。   |
| 処 分 の 理 由           | 申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。  |
| 調 査 担 当 者           | 「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。<br>(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。<br>(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。   |
| 教 示                 | 処分内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。)<br>(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合<br>「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。<br>また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。<br>(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合<br>「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。<br>また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 |

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(15 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書)

適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書の記載要領

1 使用目的

「適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書」は、特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、買換資産の取得をすることができる日の認定を行う場合に使用する。

2 記載要領

| 項 目                 | 内 容   |
|---------------------|---|
| 本 文                 | 東日本大震災の被災者等に係る国税 第19条第1項の表の第 号該当<br>関係法律の臨時特例に関する法律 第27条第1項の表の第 号該当<br>の空白部分は各該当号を記入する。単体法人の場合は、「第27条第1項の表の第 号該当」を二重線で抹消し、連結親法人の場合は、「第19条第1項の表の第 号該当」を二重線で抹消する。   |
| 申請の対象が<br>連結子法人の場合  | 対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。   |
| 取得しようとする<br>買換資産の内容 | 買換資産の種類、構造、規模等について記入する。   |
| ( 追 加 )             | ( 追 加 )   |
| 調 査 担 当 者           | 「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。<br>(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。<br>(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。   |
| 教 示                 | 処分内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。)<br>(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合<br>「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。<br>また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。<br>(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合<br>「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。<br>また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 |

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改正後

(18 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書)

|   |          |
|---|----------|
| 納<br>税<br>地<br>法<br>人<br>名<br>等<br>代<br>表<br>者<br>名 | 法第 号     |
|   | 平成 年 月 日 |
|   | 殿        |

税務署長  
財務事務官  
印

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間の延長については、

〔 東日本大震災の被災者等に係る国税関係 第 19 条第 27 項  
法律の臨時特例に関する法律施行令 第 24 条第 27 項 〕の規定により、下記のとおり認定

したので通知します。

記

| 申請の対象が連結子法人の場合 | 対象法人名等           |  |
|----------------|------------------|--|
| 取得する予定の買換資産の内容 | 買換資産を取得することができる日 |  |
|                | 平成 年 月 日         |  |

(処分の理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改正前

(18 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書)

|   |          |
|---|----------|
| 納<br>税<br>地<br>法<br>人<br>名<br>等<br>代<br>表<br>者<br>名 | 法第 号     |
|   | 平成 年 月 日 |
|   | 殿        |

税務署長  
財務事務官  
印

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間の延長については、

〔 東日本大震災の被災者等に係る国税関係 第 19 条第 27 項  
法律の臨時特例に関する法律施行令 第 24 条第 27 項 〕の規定により、下記のとおり認定

したので通知します。

記

| 申請の対象が連結子法人の場合 | 対象法人名等           |  |
|----------------|------------------|--|
| 取得する予定の買換資産の内容 | 買換資産を取得することができる日 |  |
|                | 平成 年 月 日         |  |

(追加)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 後

(18 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書)

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において  
指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認通知書の記載要領

1 使用目的

「適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書」は、特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、買換資産の取得をすることができる日の認定を行う場合に使用する。

2 記載要領

| 項目              | 内容  |
|-----------------|---|
| 本文              | 東日本大震災の被災者等に係る国税関係〔第19条第27項〕<br>法律の臨時特例に関する法律施行令〔第27条第27項〕<br>単体法人の場合は、上記の「第27条第27項」を二重線で抹消し、連結親法人の場合は、上記の「第19条第27項」を二重線で抹消する。  |
| 通知の対象が連結子法人の場合  | 対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。   |
| 取得しようとする買換資産の内容 | 買換資産の種類、構造、規模等について記入する。   |
| 処分の理由           | 申請により求められた買換資産の取得をすることができる日の認定について、申請書の記載内容と異なる認定を行う場合、その異なることとなった理由を記入する。  |
| 調査担当者           | 「この通知に係る処分は、<br>の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。<br>(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。<br>(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。  |
| 教示              | 処分内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。)<br>(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合<br>「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。<br>また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。<br>(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合<br>「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。<br>また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 |

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(18 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書)

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において  
指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認通知書の記載要領

1 使用目的

「適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書」は、特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、買換資産の取得をすることができる日の認定を行う場合に使用する。

2 記載要領

| 項目              | 内容  |
|-----------------|---|
| 本文              | 東日本大震災の被災者等に係る国税関係〔第19条第27項〕<br>法律の臨時特例に関する法律施行令〔第27条第27項〕<br>単体法人の場合は、上記の「第27条第27項」を二重線で抹消し、連結親法人の場合は、上記の「第19条第27項」を二重線で抹消する。  |
| 通知の対象が連結子法人の場合  | 対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。   |
| 取得しようとする買換資産の内容 | 買換資産の種類、構造、規模等について記入する。   |
| (追加)            | (追加)  |
| 調査担当者           | 「この通知に係る処分は、<br>の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。<br>(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。<br>(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。  |
| 教示              | 処分内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。)<br>(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合<br>「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。<br>また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。<br>(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合<br>「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。<br>また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 |

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改正後

(21 収用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

|                     |          |
|---------------------|----------|
| 納税地<br>法人名等<br>代表者名 | 法第 号     |
|                     | 平成 年 月 日 |
|                     | 殿        |

税務署長  
財務事務官

㊟

収用等の場合又は特定の資産の買換えの場合  
における特別勘定の設定期間延長認定通知書

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった租税特別措置法  $\left[ \begin{array}{l} \text{第 64 条の 2 第 1 項} \\ \text{第 68 条の 71 第 1 項} \end{array} \right]$  に規定する

収用等の場合における特別勘定又は租税特別措置法  $\left[ \begin{array}{l} \text{第 65 条の 8 第 1 項} \\ \text{第 68 条の 79 第 1 項} \end{array} \right]$  に規定する特定の資産の買換え

の場合における特別勘定の設定期間の延長については、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時

特例に関する法律  $\left[ \begin{array}{l} \text{第 22 条} \\ \text{第 30 条} \end{array} \right]$  の規定により、下記のとおり認定したので通知します。

記

| 申請の対象が連結子法人の場合         | 対象法人名等                  |  |
|------------------------|-------------------------|--|
| 取得しようとする代替資産又は買換え資産の内容 | 代替資産又は買換え資産を取得することができる日 |  |
|                        | 平成 年 月 日                |  |

(処分の理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改正前

(21 収用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

|                     |          |
|---------------------|----------|
| 納税地<br>法人名等<br>代表者名 | 法第 号     |
|                     | 平成 年 月 日 |
|                     | 殿        |

税務署長  
財務事務官

㊟

収用等の場合又は特定の資産の買換えの場合  
における特別勘定の設定期間延長認定通知書

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった租税特別措置法  $\left[ \begin{array}{l} \text{第 64 条の 2 第 1 項} \\ \text{第 68 条の 71 第 1 項} \end{array} \right]$  に規定する

収用等の場合における特別勘定又は租税特別措置法  $\left[ \begin{array}{l} \text{第 65 条の 8 第 1 項} \\ \text{第 68 条の 79 第 1 項} \end{array} \right]$  に規定する特定の資産の買換え

の場合における特別勘定の設定期間の延長については、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時

特例に関する法律  $\left[ \begin{array}{l} \text{第 22 条} \\ \text{第 30 条} \end{array} \right]$  の規定により、下記のとおり認定したので通知します。

記

| 申請の対象が連結子法人の場合         | 対象法人名等                  |  |
|------------------------|-------------------------|--|
| 取得しようとする代替資産又は買換え資産の内容 | 代替資産又は買換え資産を取得することができる日 |  |
|                        | 平成 年 月 日                |  |

(追加)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 後

(21 収用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

収用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における  
特別勘定の設定期間延長認定通知書の記載要領

1 使用目的

「収用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書」は、収用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、代替資産又は買換資産の取得をすることができる日の認定を行う場合に使用する。

2 記載要領

| 項 目                   | 内 容   |
|-----------------------|---|
| 本 文                   | <p>第64条の2第1項若しくは第65条の7第1項の表の第 号該当<br/>                     租税特別措置法<br/>                     第68条の71第1項若しくは第68条の79第1項の表の第 号該当<br/>                     の空白部分は各該当号を記入する。単体法人の場合は、「第68条の71第1項若しくは第68条の79第1項の表の第 号該当」を二重線で抹消し、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第22条</span> の「第30条」を二重線で抹消する。連結親法人の場合は、「第64条の2第1項若しくは第65条の7第1項の表の第 号該当」を二重線で抹消し、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の「第22条」を二重線で抹消する。</p>   |
| 取得しようとする代替資産又は買換資産の内容 | 代替資産又は買換資産の種類、構造、規模等について記入する。   |
| 申請の対象が連結子法人の場合        | 対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。   |
| 処 分 の 理 由             | <u>申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその理由を記入する。</u>  |
| 調 査 担 当 者             | <p>「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</p>  |
| 教 示                   | <p>処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合<br/>                     「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。<br/>                     また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合<br/>                     「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。<br/>                     また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p> |

改 正 前

(21 収用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

収用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における  
特別勘定の設定期間延長認定通知書の記載要領

1 使用目的

「収用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書」は、収用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、代替資産又は買換資産の取得をすることができる日の認定を行う場合に使用する。

2 記載要領

| 項 目                   | 内 容   |
|-----------------------|---|
| 本 文                   | <p>第64条の2第1項若しくは第65条の7第1項の表の第 号該当<br/>                     租税特別措置法<br/>                     第68条の71第1項若しくは第68条の79第1項の表の第 号該当<br/>                     の空白部分は各該当号を記載する。単体法人の場合は、「第68条の71第1項若しくは第68条の79第1項の表の第 号該当」を二重線で抹消し、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第22条</span> の「第30条」を二重線で抹消する。連結親法人の場合は、「第64条の2第1項若しくは第65条の7第1項の表の第 号該当」を二重線で抹消し、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の「第22条」を二重線で抹消する。</p>   |
| 取得しようとする代替資産又は買換資産の内容 | 代替資産又は買換資産の種類、構造、規模等について記入する。   |
| 申請の対象が連結子法人の場合        | 対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。   |
| ( 追 加 )               | ( 追 加 )   |
| 調 査 担 当 者             | <p>「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</p>  |
| 教 示                   | <p>処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合<br/>                     「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。<br/>                     また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合<br/>                     「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。<br/>                     また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p> |

(22 収用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書)

|                  |   |          |
|------------------|---|----------|
| 納<br>税<br>地      |   | 法第 号     |
| 法<br>人<br>名<br>等 |   | 平成 年 月 日 |
| 代<br>表<br>者<br>名 | 殿 |          |

税 務 署 長  
財務事務官

④

**収用等の場合又は特定の資産の買換えの場合  
における特別勘定の設定期間延長却下通知書**

貴法人から平成 年 月 日付でされた収用等の場合又は特定資産の買換えの場合  
における特別勘定の設定期間延長申請については、以下の理由により東日本大震災の被災者  
等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 〔 第 22 条 〕  
〔 第 30 条 〕 に規定する法人の要件に該当  
しないので、これを却下したから通知します。

|                |        |  |
|----------------|--------|--|
| 申請の対象が連結子法人の場合 | 対象法人名等 |  |
| (処分の理由)        |        |  |
|                |        |  |

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(22 収用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書)

|                  |   |          |
|------------------|---|----------|
| 納<br>税<br>地      |   | 法第 号     |
| 法<br>人<br>名<br>等 |   | 平成 年 月 日 |
| 代<br>表<br>者<br>名 | 殿 |          |

税 務 署 長  
財務事務官

④

**収用等の場合又は特定の資産の買換えの場合  
における特別勘定の設定期間延長却下通知書**

貴法人から平成 年 月 日付でされた収用等の場合又は特定資産の買換えの場合  
における特別勘定の設定期間延長申請については、東日本大震災の被災者等に係る国税関係  
法律の臨時特例に関する法律 〔 第 22 条 〕  
〔 第 30 条 〕 に規定する法人の要件に該当しないので、これを  
却下したから通知します。

|                |        |  |
|----------------|--------|--|
| 申請の対象が連結子法人の場合 | 対象法人名等 |  |
| ( 追 加 )        |        |  |
|                |        |  |

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 後

改 正 前

(22 収用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書)

(22 収用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書)

**収容等の場合又は特定の資産の買換えの場合  
における特別勘定の設定期間延長却下通知書**

( 新 設 )

**1 使用目的**

「収容等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書」は、収容等又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、却下する場合に使用する。

**2 記載要領**

| 項 目                     | 内 容   |
|-------------------------|---|
| 本 文                     | 単体法人の場合は、「第 30 条」を二重線で抹消し、連結親法人の場合は、「第 22 条」を二重線で抹消する。  |
| 申 請 の 対 象 が<br>連結子法人の場合 | 対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。   |
| 処 分 の 理 由               | 延長の申請を却下する理由を記入する。  |
| 調 査 担 当 者               | 「この通知に係る処分は、<br>の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、<br>調査担当者の所属等により次のとおり記入する。<br>(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。<br>(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。  |
| 教 示                     | 処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。<br>(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合<br>「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。<br>また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。<br>(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合<br>「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。<br>また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 |

**3 送付に当たっての留意事項**

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

**4 留意事項**

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。